

選挙人名簿閲覧する際の申請方法

【 閲覧の申請方法 】

- 閲覧をご希望の場合は、閲覧希望日が閲覧可能かどうか事前にお電話でご確認していただき、日時を調整してください。
先に申請された方を優先するため、希望日に閲覧できない場合があります。
 - 申出書は、閲覧日の当日までに直接お持ちいただくか郵送してください。
 - 原則として、1回の申請につき、閲覧日は最長3日間とします。
また、1度の閲覧にあたり、同時に閲覧できる方は事前に名簿を提出していただいた4人までとします。
 - 閲覧の目的により申出の様式が異なります。それぞれの目的に合った申出書及び添付書類が必要となります。
必要な書類が整っていないときは、当時の閲覧ができません。
 - 手数料は無料です。
 - 受付時間は、月曜日から金曜日まで（祝日、12月29日から1月3日までを除く。）午前9時から午後5時30分までです。
 - 閲覧に供する選挙人名簿抄本は、住民基本台帳事務処理要領に基づき住民基本台帳の一部の写しの閲覧等におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置を受けている者に係る記載のある部分を除いたものです。
 - 閲覧の際には、閲覧者の本人確認をするため、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等、写真のついた身分証明書が必要となりますので、ご注意ください。
顔写真付きの身分証明書をお持ちでない場合は郵便による照会を行うため時間を要しますので必ず事前にご相談ください。
- ※ なお、閲覧時に本人確認の書類を持参しない場合は、閲覧ができませんので、ご了承ください。
- ※ 閲覧時は、選挙管理委員会事務局の職員の指示に従ってください。指示に従わない場合は、閲覧を中止する場合があります。